

# 千葉県報

定例  
令和8年4月28日

## 主要目次

- 千葉県財務規則の一部を改正する規則
- 救急病院の認定
- 国土調査の成果の認証（十一件）
- 内水面漁場管理委員会指示
- 千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号
- 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
- 企業局公告
- 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
- 病院局公告
- 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

## 規則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第三十三号

#### 千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別記第三十七号様式（その3）中「四（三）（三）」を「四（三）（三）」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和八年五月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県財務規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告示

### 千葉県告示第二百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人社団ふけ会 富家千葉病院	千葉県稲毛区長沼原町二七七番地一	令和十一年四月二十七日

### 千葉県告示第二百五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
勝浦市	令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで	勝浦市（沢倉の一部）の地籍図及び地籍簿	勝浦市沢倉の一部の区域

### 千葉県告示第二百五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
浦安市	令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	浦安市（高洲三丁目の一部）の地籍図及び地籍簿	浦安市高洲三丁目の一部の区域

### 千葉県告示第二百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四

月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市（高洲八丁目及び九丁目の全部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市高洲八丁目及び九丁目の全部の区域
-------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

千葉県告示第二百五十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市（弁天一丁目）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市弁天一丁目の全部の区域
-------------------	------------------------------------	------------------------------	----------------------------

千葉県告示第二百五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市（弁天四丁目）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市弁天四丁目の全部の区域
-------------------	------------------------------------	------------------------------	----------------------------

千葉県告示第二百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市（舞浜二丁目）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市舞浜二丁目の全部の区域
-------------------	------------------------------------	------------------------------	----------------------------

千葉県告示第二百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 浦安市	調査を行った期間 令和六年四月一日から令和七年十月三十一日まで	成果の名称 浦安市（美浜四丁目）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 浦安市美浜四丁目の全部の区域
-------------------	------------------------------------	------------------------------	----------------------------

千葉県告示第二百六十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 山武市	調査を行った期間 平成二十九年四月三日から令和二年三月三十一日まで	成果の名称 山武市（木原の一部）の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 山武市木原の一部の区域
-------------------	--------------------------------------	------------------------------	-------------------------

千葉県告示第二百六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

調査を行った者の名称 山武市	調査を行った期間 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和二年五月二十六日から令和三年三月三十一日まで	成果の名称 山武市(木原の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 山武市木原の一部の区域
-------------------	---	------------------------------	-------------------------

千葉県告示第二百六十二号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 山武市	調査を行った期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	成果の名称 山武市(木原の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 山武市木原の一部の区域
-------------------	--	------------------------------	-------------------------

千葉県告示第二百六十三号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 大網白里市	調査を行った期間 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	成果の名称 大網白里市(四天木の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 大網白里市四天木の一部の区域
---------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

内水面漁場管理委員会指示

千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号  
 令和八年度における第五種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等について

て、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
 令和八年四月二十八日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 立岡 大助

指示対象者(漁業権者)	増殖区域(漁業権番号)	魚種	増殖方法	放流量等	摘要
養老川漁業協同組合	内共第一号	こい ふな うなぎ あゆ	産卵床設置 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成	三平方メートル 六一〇キログラム 六三キログラム 八〇、〇〇〇尾 一、〇〇〇万粒 四〇〇平方メートル 四〇〇平方メートル	(産卵放流基準) ふな 全長三センチメートル以上 うなぎ 全長一五センチメートル以上 あゆ 全長五センチメートル以上 こい 全長一五センチメートル以上
小櫃川漁業協同組合	内共第二号	こい ふな うなぎ あゆ わかさぎ おいかわ うぐい	産卵床設置 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成	一平方メートル 七二〇キログラム 九四キログラム 七〇、〇〇〇尾 一、〇〇〇万粒 九、〇〇〇尾 三〇〇平方メートル 三〇〇平方メートル	にじます 全長一五センチメートル以上 (産卵床造成時期) 産卵時期 (産卵床設置時期) 産卵時期

手賀沼漁業協同組合	栗山川漁業協同組合	南白亀川漁業協同組合	夷隅川漁業協同組合	湊川漁業協同組合
内共第七号	内共第六号	内共第五号	内共第四号	内共第三号
こい ふな	こい ふな うなぎ	こい ふな うなぎ	こい ふな うなぎ あゆ	こい ふな あゆ おいかわ
産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流
一平方メートル 一〇キログラム	一五〇キログラム 九四キログラム	一平方メートル 四〇キログラム 三キログラム	一平方メートル 五〇〇平方メートル 五〇〇平方メートル	一平方メートル 五十キログラム 四〇、〇〇〇 三〇〇平方メートル
佐原漁業協同組合	印旛沼漁業協同組合	我孫子手賀沼漁業協同組合	内共第七号	内共第一四号
内共第九号	内共第八号	内共第七号	内共第一四号	内共第一四号
こい ふな	こい ふな うなぎ わかさぎ	こい ふな うなぎ わかさぎ	こい ふな うなぎ わかさぎ	こい ふな うなぎ わかさぎ
産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流	産卵床設置 種苗放流
四平方メートル 一〇キログラム	一、八〇〇平方メートル 一八九キログラム 二、〇〇〇万粒	一平方メートル 一〇キログラム 一八キログラム	一平方メートル 一〇キログラム 一八キログラム	一、〇〇〇万粒 一平方メートル 五〇キログラム 七キログラム

協同組合 松戸市漁業	協同組合 小糸川漁業	協同組合 中利根漁業	同組合 笹川漁業協	同組合 北総漁業協	内共第一〇	うなぎ こい ふな うなぎ	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	一五キログラム 一平方メートル 五〇キログラム 一〇キログラム
内共第一一 号(東京都)	内共第一三 号	内共第一一 号	内共第一一 号	内共第一一 号	うなぎ こい ふな うなぎ	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	一五キログラム 一平方メートル 五〇キログラム 一〇キログラム	
こい	うぐい おいかわ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ こい ふな うなぎ	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	一五キログラム 一平方メートル 五〇キログラム 一〇キログラム	
産卵床設置	産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成 産卵床造成	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	一五キログラム 一平方メートル 五〇キログラム 一〇キログラム	
一平方メートル	二〇〇平方メートル 二〇〇平方メートル	九〇キログラム 一平方メートル	五〇キログラム 一平方メートル	四五キログラム 五〇キログラム	一平方メートル 一平方メートル 一平方メートル 一平方メートル	産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置 産卵床設置	一五キログラム 一平方メートル 五〇キログラム 一〇キログラム	

協同組合 市川市漁業	内共第一一 号(東京都)	こい	産卵床設置	一平方メートル
知事免許)	ふな	産卵床設置	一〇キログラム	
うなぎ	産卵床設置	一平方メートル		
産卵床設置	一〇キログラム			
一六〇キログラム				
二七キログラム				

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七  
 条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設  
 工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託(以下「建設工事等」とい  
 う。)に関する契約に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入  
 札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定  
 める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協  
 定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成され  
 た政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年四月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

第一 入札に参加することができる者  
 入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格  
 に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものと  
 する。

一 施行令第六十七條の四第一項(施行令第六十七條の十一第一項において準用す  
 る場合を含む。)の規定に該当する者

備考  
 一 ふなの産卵放流については、当該産卵放流の放流量一・九一キログラムにつき、産卵  
 床一平方メートルを設置することにより代替することができるものとする。  
 二 うぐいの産卵放流については、当該産卵放流の面積一〇〇平方メートルにつき、  
 うぐいの産卵一〇〇キログラムを放流することにより代替することができるものと  
 する。

二 施行令第六十七條の四第二項（施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者

三 建設業にあつては、次のいずれかに該当する者

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

2 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

(一) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條の規定による届出の義務

(二) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七條の規定による届出の義務

(三) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七條の規定による届出の義務

四 測量業にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五條第一項の規定による登録を受けていない者

五 建築設計業（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条又は第三条の二の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第二十三條第一項の規定による登録を受けていない者

六 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二條第一項の規定による登録を受けていない者

第二 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類

一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

添付書類	申請区分			
	建設業者		測量等業者	
委任状	県内	県外	県内	県外
営業所一覧表（別記第二号様式）	○	○	○	○
工事経歴書（別記第三号様式）	○	○	○	○
測量等実績調査書（別記第四号様式）	○	○	○	○

登録証明書の写し	○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	○	○
納税証明書	○	○	○	○
法人の登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）又は身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見登記事項証明書」という。）	○	○	○	○
財務諸表	○	○	○	○
障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）に定める様式第六号をいう。以下同じ。）の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。）の申請者控えの写し	○	○	○	○
ISOの要求事項の適合に係る登録証（以下「ISO登録証」という。）の写し	○	○	○	○
エコアクション21の適合に係る登録証（以下「エコアクション21登録証」という。）の写し	○	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○	○	○
建設業団体の加入証明書の写し	○	○	○	○
合併・営業譲渡履歴書（別記第五号様式）	○	○	○	○
新規卒業業者継続雇用申告書（別記第六号様式）	○	○	○	○
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三條又は第十五條の二の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○	○	○	○
次世代育成支援対策推進法第十二條第四項の規	○	○	○	○

定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第九条又は第十二条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○			
青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
協力雇用主の登録申告書(別記第七号様式)	○			
建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録完了通知の写し又は登録状態が分かる書類	○			

備考

- 一 委任状は、県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合に提出するものとする。この場合において、委任状の作成に当たっては、使用印鑑届兼任状(別記第一号様式)を使用することができる。
- 二 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。
- 三 県内に本店を有する建設業者が申請する場合は、工事経歴書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。
- 四 登録証明書の写しは、測量法、建築士法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)、地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)及び補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三百四十一号)に基づき登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- 五 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しとする。
- 六 納税証明書は、全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の事業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。

- 七 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。
- 八 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書及び後見登記事項証明書とする。
- 九 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。
- 十 障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写しは、当該報告又は申請を行っている者のみ、当該報告書の報告者控え(職業安定所の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。)の写し又は申請書の申請者控え(報奨金の支給申請の窓口となつている機関の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。)の写しを提出するものとする。
- 十一 ISO登録証の写しは、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。
- 十二 エコアクション21登録証の写しは、エコアクション21の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。
- 十三 建設業労働災害防止協会加入証明書及び建設業団体の加入証明書の写しは、当該組合等に加している者のみ提出するものとする。
- 十四 合併・営業譲渡履歴書は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が令和八年一月一日以前五年以内にあつた場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。
- 十五 新規卒業業者継続雇用申告書は、県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業業者を継続雇用している者のみ提出するものとする。
- 十六 次世代育成支援対策推進法第十三条若しくは第十五条の二、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条若しくは第十二条又は青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写しは、県内に本店を有する建設業者で、当該認定を受けている者のみ提出するものとする。
- 十七 次世代育成支援対策推進法第十二条第四項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書(都道府県労働局の受付印のあるもので、計画期間に資格審査の申請日が含まれているものに限る。)の写しは、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。
- 十八 協力雇用主(再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四号))

第十四条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。）の登録申告書は、県内に本店を有する建設業者で、保護観察所に協力雇用主として登録している者のみ提出するものとする。

十九 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録完了通知の写し又は登録状態が分かる書類は、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。

二十 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第四 資格審査の電子申請の時期

資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。

第五 入札参加資格審査申請マニュアルの入手先

入札参加資格審査申請マニュアルは、千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ（<https://www.e-chiba.org/>）からダウンロードすること。

第六 電子申請等に使用する言語等

一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）については、この限りでない。

二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

第七 資格審査及び等級区分

一 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- 1 金銭的信用
- 2 契約履行に関する誠実性

二 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、一のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、1の客観的事項についての審査は、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。

1 客観的事項（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）

2 主観的事項  
（一） 工事成績

三 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

1 土木一式工事	2 建築一式工事	3 舗装工事	4 電気工事	5 管工事
発注金額	発注金額	発注金額	発注金額	発注金額
八千万円以上	一億円以上	一千万円以上	二千万円以上	三千万円以上
二千五百万円以上	二千五百万円以上	千五百万円以上	六百万円以上	六百万円以上
八千万円未満	一億円未満	三千万円未満	二千万円未満	二千万円未満
二千五百万円未満	二千五百万円未満	千五百万円未満	六百万円未満	六百万円未満
等級	等級	等級	等級	等級
A	A	A	A	A
B	B	B	B	B
C	C	C	C	C
D	D	D		



六百万円以上	三千万円未満		
六百万円未満		C	B

6	その他工事		
	発注金額		等級
	二千五百万円以上	A	
	六百万円以上 二千五百万円未満	B	
	六百万円未満	C	

第八 資格の有効期間

第七に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、知事が指定する日から令和十年三月三十一日までとする。

第九 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するとともに、資格者名簿に記載するものとする。

なお、審査の結果について異議のある者は、当該審査の結果の通知を受けた日から三十日以内に入札参加資格審査再審査申請書（別記第八号様式）を提出しなければならぬ。

第十 事業協同組合等（官公需）についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿

2 組合員名簿

3 適格組合（事業協同組合等）のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類

二 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第十一 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に知事が定めるものとする。

第十二 変更等の届出

一 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は二の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに電子情報処理組織を使用して知事に変更等の届出を行わなければならない。  
二 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。

事項	添付書類
一 商号又は名称（組織変更を含む。）	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては、委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在地、電話番号又は郵便番号	所在地にあつては、法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては、委任状
四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 指名通知等を受ける事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
六 代理人に係る事項	委任状

備考 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書を省略することができる。

第十三 入札参加資格の承継

一 入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第九号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

1 当該営業の一切を承継したことを証する書類

2 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

二 一の定めによる申請があつた場合は、知事は当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登録するものとする。

第十四 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。

1 第一の一から六までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 電子申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録し、又は記載したとき。

3 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。

別 記

第一号様式 (その1)

申請区分	
商号区分	

千葉県知事  
 千葉県健康局長  
 千葉県教育委員会教育長  
 様

使用印鑑届兼委任状

年 月 日

所在地又は住所  
 [ 登記上の所在地 ] [ ]  
 [ 又は住民票上の住所 ]  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

実 印

1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。  
 印鑑は、はっきりと押印してください。

使用印

2 委任事項  
 私は、次の者を代理人と定め、  
 までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。  
 この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

代理人使用印

所在地又は住所  
 受任者 商号又は名称  
 職 氏 名

記

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人選任に関する一切の権限
- (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限 (建設工事のみ)
- (6) その他前各号に附帯する一切の権限

その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項

1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。

2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限りま。

4 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

5 電子情報処理組織を使用して知事に入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。

二 第十二の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、知事はその者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

第十五 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

二 一の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十六 資格の有効期間の更新に関する手続

資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

第十七 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等を使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十八 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室 電話〇四三(二二三) 四六三八

(その2)

使用印鑑届兼委任状

申請区分	
商号区分	

千葉県知事  
 千葉県企業局長  
 千葉県教育委員会教育長

様

年 月 日

所在地又は住所  
 [ 登記上の所在地 ]  
 [ 又は住民票上の住所 ]  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

実印

使用印



1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。  
 印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項  
 私は、 から までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

第二号様式

営業所一覧表

名称	(郵便番号)所在地	電話番号	FAX番号
本店(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計	箇所		

第三号様式

工 事 経 歴 書

建設工事の種類	発注者	元請又は下請の別	工 事 名	工事場所のある都道府県名	請負代金額 (千円)	工 期	
						着 工 年 月	完 成 ( 予 定 ) 年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完成工事について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄に下請工事の名称を記入してください。
- 4 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 5 「工期」は、和暦で記入してください。

第四号様式

測量等実績調書

業務の種類	発注者	元請又は下請の別	業務名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金額(千円)	業務期間	
							着手年月	完成(予定)年月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「業務名」の欄に下請件名を記入してください。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- 5 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 6 「業務期間」は、和暦で記入してください。

第五号様式

合併・営業譲渡履歴書

1 合併又は営業譲渡が行われた年月日 年 月 日

2 資格審査を受けようとする者

商号又は名称	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

3 消滅した入札参加資格者

商号又は名称	
入札参加資格取消(申請・通知)日	年 月 日
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

注

- 合併契約書の写し又は営業譲渡契約書の写しを添付すること。
- 消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し(千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。)又は入札参加資格取消通知書の写しを添付すること。

第六号様式

新規卒業者継続雇用申告書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

現在、対象となる新規卒業者を、

1  人継続雇用しており、確認書類等は、下記のとおりです。

(注) 2人目まで記入、3人目以降は記入不要。

2  人継続雇用していませんが、確認書類等の提出は省略します。

(注) 省略した場合は、加点対象となりません。

※1、2のいずれか該当するものに、○を付けてください。

記

↓ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

1 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

↓ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

2 人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

記載要領

1 申告書の提出について

申告書は、申告の対象となる千葉県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している者のみ、提出してください。

2 申告の対象となる新規卒業者について

新規卒業者とは、令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日までの間に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者とし、申告の対象となる新規卒業者は、令和 7 年 9 月 1 日までに採用され、申請時点においても継続して雇用されていることが必要です。

3 申告書の記載方法について

- (1) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している場合は、1 に○を付け□に人数を記入してください。また、2 人目までについて、卒業学校名、卒業年月日（和暦）及び採用年月日（和暦）を記入するとともに、提出する確認書類について、ア、イ、ウのいずれかに○を付け、併せて、下記 4 の確認書類を提出してください。なお、3 人目以降については不要です。
- (2) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用しているが、確認書類等の提出を省略する場合は、2 に○を付け□に人数を記入してください。確認書類の提出を省略した場合は、加点对象となりません。

4 確認書類について

申告書に記載した者に係る次のア、イ、ウのいずれかの書類（いずれの場合も a、b、c 全てが必要）を添付してください。

ア 令和 7 年 9 月 1 5 日以前の経営事項審査に申請した者の内、対象となる従業員が技術職員名簿（20005 帳票）に記載されている場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 経営規模等評価申請書（20001 帳票）の写し
- c 技術職員名簿（20005 帳票）

イ 健康保険加入者の場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 健康保険被保険者証（事業所名が記載されているものに限る。）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- c 令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し

ウ 健康保険未加入者の場合

- a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
- b 雇用保険被保険者資格取得通知書の写し
- c 令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し

第七号様式

協力雇用主の登録申告書

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

私は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 14 条に規定する協力雇用主として登録していることについて、下記のとおり申告します。

また、登録状況について、千葉県が保護観察所に確認することに同意します。

登録のある保護観察所	( ) 保護観察所
登録年月日	年 月 日

第八号様式

### 入札参加資格審査再審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

年度入札参加資格審査の結果について異議があるので再審査を申請します。

記

受 付 番 号	( ) 番
建設業許可番号	
再 審 査 事 項	
異 議 の 内 容	

第九号様式

### 入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

このたび、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加したいので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可（登録）番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号



企業局公告

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年四月二十八日

千葉県企業局長 横山 尚典

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和八年四月二十八日付け千葉県公告(建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課入札契約室 電話〇四三(二二三) 四六三八

千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三(二一一) 八五八九

病院局公告

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和八年四月二十八日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和八年四月二十八日付け千葉県公告(建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

二 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産業課入札契約室 電話〇四三(二二三) 四六三八  
千葉県病院局経営管理課病院建設室 電話〇四三(二二三) 三九八五

購読料

本号

一部

五四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八